

青森市社会福祉協議会ボランティア助成事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、青森市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が市社協登録ボランティア団体の自主的な活動を支援、促進するために行う助成金の交付に関し必要な事項を定める。

2. 助成の対象団体

助成対象団体は、継続的、自発的にボランティア活動を行う営利を目的としない団体で市社協にボランティア登録をしている団体とする。

3. 助成の対象事業

助成の対象事業は、団体自らが主催する事業で、地域社会への波及効果が期待できる創造性、発展性に富んだ事業とする。

4. 助成金額

助成対象事業一件あたりの助成金額は、30,000円とする。

5. 助成金の交付申請

助成金の交付を申請しようとする団体は、市社協会長へ助成金申請書（第1号様式）及び実施計画書（第2号様式）を添付申請しなければならない。

6. 助成金の交付決定

市社協会長は、助成金申請書と実施計画書等を審査し適当と認めるときは、申請した団体へ助成金交付の決定を通知する。

7. 助成事業の実績報告

助成事業決定団体は、該当事業終了後報告書等を市社協会長へ提出するものとする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。